

東大和市都市公園条例の一部を改正する条例

東大和市都市公園条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。
第6条に次の1号を加える。

(10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障がある行為をすること。
第9条の次に次の1条を加える。

(仮設の占用物件)

第9条の2 令第12条第2項第10号に規定する条例で定める仮設の物件又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 上北台緑地に設置する公共自転車等駐車場

(2) 立野西緑地に設置する公共自転車等駐車場

別表の3の部を次のように改める。

3 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けて占用する場合

種別		単位	使用料
第1種電柱		1本1年当たり	2,300円
第2種電柱			3,600円
第3種電柱			4,900円
第1種電話柱		1本1年当たり	2,100円
第2種電話柱			3,400円
第3種電話柱			4,600円
その他の柱類		1本1年当たり	210円
電線	架空	1メートル1年 当たり	21円
	地下		13円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年当たり	4,200円
水道管、 下水道管 又はガス 管	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル1年 当たり	88円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		130円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		190円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		250円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		380円

	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	500円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	880円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの	1,300円
	外径が1メートル以上のもの	2,500円
標識	1本1年当たり	3,400円
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル 1年当たり	4,200円
その他の占用物件	1平方メートル 1年当たり	4,200円

別表備考中4の項を6の項とし、1の項から3の項までを2項ずつ繰り下げ、同表備考に1の項及び2の項として次の2項を加える。

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の3の部の規定は、施行日以降の占用に係る使用料について適用し、施行日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の3の部の規定にかかわらず、施行日から令和8年3月31日までの間の都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定による許可に基づく占用（以下「占用」という。）に係る使用料については附則別表第

1の定めるところにより、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の占用に係る使用料については附則別表第2の定めるところにより、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間の占用に係る使用料については附則別表第3の定めるところにより、算出した額とする。

附則別表第1（附則第3項関係）

種別		単位	使用料
第1種電柱		1本1年当たり	2,300円
第2種電柱			3,500円
第3種電柱			3,500円
第1種電話柱		1本1年当たり	1,800円
第2種電話柱			1,800円
第3種電話柱			1,800円
その他の柱類		1本1年当たり	170円
電線	架空	1メートル1年 当たり	21円
	地下		11円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年当たり	3,100円
水道管、 下水道管 又はガス 管	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル1年 当たり	78円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		110円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		170円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		220円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		310円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		410円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		780円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		1,100円

	外径が1メートル以上のもの	2, 200円
標識	1本1年当たり	2, 600円
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル 1年当たり	1, 400円
その他の占用物件	1平方メートル 1年当たり	3, 300円

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 使用料の額を算定する基礎となる面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらの面積若しくは長さは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。
- 使用料の額が年額で定められているものに係る利用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、その期間は、月割をもって計算し、利用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間は、1月として計算するものとする。

附則別表第2（附則第3項関係）

種別	単位	使用料
第1種電柱	1本1年当たり	2, 300円
第2種電柱		3, 600円
第3種電柱		4, 200円
第1種電話柱	1本1年当たり	2, 100円
第2種電話柱		2, 200円
第3種電話柱		2, 200円

その他の柱類		1本1年当たり	200円
電線	架空	1メートル1年 当たり	21円
	地下		13円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年当たり	3,700円
水道管、 下水道管 又はガス 管	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル1年 当たり	88円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		130円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		190円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		250円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		370円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		490円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		880円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		1,300円
	外径が1メートル以上のもの		2,500円
標識		1本1年当たり	3,100円
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル 1年当たり	1,700円
その他の占用物件		1平方メートル 1年当たり	4,000円

備考

- 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者

が設置するものに限る。以下この項において同じ。) を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 使用料の額を算定する基礎となる面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらの面積若しくは長さは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。
- 4 使用料の額が年額で定められているものに係る利用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、その期間は、月割をもって計算し、利用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間は、1月として計算するものとする。

附則別表第3 (附則第3項関係)

種別		単位	使用料
第1種電柱		1本1年当たり	2,300円
第2種電柱			3,600円
第3種電柱			4,900円
第1種電話柱		1本1年当たり	2,100円
第2種電話柱			2,600円
第3種電話柱			2,600円
その他の柱類		1本1年当たり	210円
電線	架空	1メートル1年 当たり	21円
	地下		13円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年当たり	4,200円
水道管、 下水道管 又はガス 管	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル1年 当たり	88円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		130円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		190円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		250円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		380円

	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	500円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	880円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの	1,300円
	外径が1メートル以上のもの	2,500円
標識	1本1年当たり	3,400円
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル 1年当たり	2,000円
その他の占用物件	1平方メートル 1年当たり	4,200円

備考

- 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 使用料の額を算定する基礎となる面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらの面積若しくは長さは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。
- 使用料の額が年額で定められているものに係る利用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、その期間は、月割をもって計算し、利用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間は、1月として計算するものとする。